

誓約書

中央大学学長 殿

私は、以下の誓約事項を理解・遵守し、長期留学に応募することを誓約いたします。誓約事項に反する場合、参加資格の取り消し、また、中央大学（以下、本学とします）の支援を受けられなくなっても異議申し立てはいたしません。

1. 留学先大学の事情により募集条件等が今後変更される可能性がある。
2. 心身共に健康で、留学先国・地域において長期に渡って生活をする上で問題がないこと。持病・アレルギー等健康状態に不安がある場合、事前にかかりつけ医等による診断を受け、許可を得て応募する。
3. 派遣留学生としての推薦決定後、留学期間変更や辞退は原則認められない。
4. 推薦決定で受入は保証されず、留学先大学が受入可否の最終決定を行う。
5. 安全確保と教育・研究活動の維持または再開を図るため、留学先大学の所在する国・地域の安全状況の状況（戦争、テロ、疫病、天災、ストライキ等）により、本学が派遣中止または帰国勧告を決定する場合がある。
6. 留学によるリスク・学習計画や就職活動への影響・費用等を理解し、事前に保証人の了承を得て応募する。
7. 国外留学願書及びその他提出書類に記載された個人情報、本学の長期留学に関わる全ての業務遂行のために使用される。
8. 留学先において、学习上・健康上の配慮が必要な場合、推薦決定後、国際センター事務室に連絡する。
9. 留学期間「半期（1 Semester）」を希望する場合、留学開始時期は留学期間「1年間」と同時期となる。
10. Cplusに登録している電話番号・メールアドレスを再確認し、所属学部・大学院事務室や国際センター事務室からの連絡を必ず受けられるようにする。
11. 派遣留学生向けの manaba コースは定期的に確認し、所定の期限までに各種届出（パスポート顔写真ページのデータ提出、出発届、住所届、旅行届、帰国届）及び報告書を速やかに提出する。
12. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険への加入及び危機管理支援サービスへの登録を行う。持病・既往歴がある場合、それらに対応する所定の海外旅行保険プランに加入する。本学指定の海外旅行保険に加入する場合であっても、留学先大学や留学先国・地域が指定する保険の加入が求められる場合は、双方の保険に加入する。
13. 留学に必要な諸手続き（留学先大学出願、宿舍、パスポート、査証、航空券の申請・手配等）及び費用支払いは自らの責任で指定期日までに完了する。期日までに完了できないことにより生じる不利益は派遣留学生本人が責任を負う。
14. 留学先宿舍について、留学先大学の寮に必ず入寮できるとは限らず、自己手配が必要となる場合がある。この場合の手配は、派遣留学生の責任で行う。
15. 留学（中止・中断を含む）に際して発生する一切の費用（査証申請費用、航空券キャンセル費用、寮費等）は全て自己負担となる。
16. 留学期間中、留学先国・地域の法律・条令等、また、本学及び留学先大学の規則を遵守する。違反に対する処分は留学先国・地域の関係機関に一任され、当該処分に伴う費用は派遣留学生本人及び保証人が負担する。
17. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪等による損害について、本学は一切の責任を負わない。
18. 留学期間中、不注意による対物・対人の賠償については、派遣留学生本人が全ての責任を負う。
19. 派遣留学生が次のいずれかに該当する場合、その資格を失う。

本募集要項の「応募資格」を満たさなくなる場合、休学または退学する場合、停学または退学の処分を受ける場合、申請書類に虚偽の事実を記載する場合、国際委員会が派遣留学生として適当でないとする場合

応募者記入欄

記入日	年 月 日		
氏名（自署）		学籍番号	

保証人記入欄

上記誓約事項及び学生本人の長期留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

記入日	年 月 日		
氏名（自署）		本人との続柄	